

白井市学校給食共同調理場建替事業

入札説明書

平成28年7月13日

白井市

— 目 次 —

第 1 入札説明書等の定義	1
第 2 事業概要	2
1 事業名称	2
2 公共施設の管理者の名称	2
3 事業目的	2
4 事業の基本理念	3
5 事業概要	3
6 事業に必要とされる根拠法令等	6
7 事業のスケジュール	6
8 事業終了時の措置	6
第 3 事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 事業者の募集及び選定の方法	7
2 選定の手順及びスケジュール	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
4 入札手続き等	12
5 落札者の決定方法等	20
6 契約に関する基本的な考え方	21
第 4 その他	23
1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23
3 その他事業の実施に関し必要な事項	24

第1 入札説明書等の定義

白井市学校給食共同調理場建替事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、白井市が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として平成 28 年 7 月 13 日に特定事業の選定を行った、白井市学校給食共同調理場建替事業（以下「本事業」という。）に対して平成 28 年 7 月 13 日付け白井市告示第 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

- ・要求水準書
- ・事業契約書（案）
- ・基本協定書（案）
- ・落札者決定基準
- ・様式集

なお、入札説明書等、実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見に対する回答、実施方針及び要求水準書（案）に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針、実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見に対する回答、入札説明書等への質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

白井市学校給食共同調理場建替事業

2 公共施設の管理者の名称

白井市長 伊澤 史夫

3 事業目的

白井市（以下、「市」という。）においては、昭和 54 年に学校給食共同調理場が開設され、市内全小中学校で完全給食を実施している。現在、共同調理場から、小学校 8 校、中学校 4 校への給食提供を行っている。

また、平成 6 年には桜台小学校、桜台中学校の新設に伴いそれぞれに単独調理場が設置され、桜台小学校で 417 食、桜台中学校は 292 食を提供している。

共同調理場については、開設から 37 年が経過し施設や設備の老朽化が激しく、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていない部分もある。

さらに、学校給食を取り巻く環境が変化する中、平成 21 年制定の学校給食衛生管理基準への対応、食物アレルギーへの対応、食育への取り組み等、様々な課題を抱えている。

本事業では、安全安心で豊かな学校給食を提供する必要性から、学校給食衛生管理基準に基づき HACCP の考え方を取り入れ、安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設を整備し、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点にたった給食の質を確保し、良好な施設の整備や維持管理運営コストの削減を目指すことを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、PFI 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

4 事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行うものである。

市は、本事業において、以下の事項が、民間のノウハウ等を活用し実現されることを期待している。

- (1) 安全で安心な学校給食の実施
(HACCP の考えに基づいた衛生管理が徹底し、アレルギー食の提供が出来る学校給食の実施)
- (2) 栄養バランスを考えたおいしい給食の提供
- (3) 食育の推進
- (4) 地産地消の推進
- (5) 環境に配慮した施設
- (6) 災害時に対応した施設
- (7) 効率的な運営

5 事業概要

- (1) 施設の概要
 - ア 事業用地：白井市復 1323 番 15 外
 - イ 敷地面積：約 7,580 m²
 - ウ 供給能力：6,500 食／日（1 献立方式）
 - エ 供給対象校：市内の小・中学校
 - オ 備考：食物アレルギー対応については、除去食及び代替食を基本とし、50 食／日とする。
- (2) 事業方式

事業者が施設を整備し、市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運営業務を実施する BT0 方式（Build Transfer Operate）とする。
- (3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

 - ア 施設整備期間 事業契約締結日から平成 31 年 1 月末
 - イ 開業準備期間 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月末（2 箇月間）
 - ウ 運営期間 平成 31 年 4 月から平成 46 年 7 月末（15 年 4 箇月間）
- (4) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 各種許認可申請等業務及び関連業務
- (ウ) 設計業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 建設業務
- (カ) 調理設備調達・搬入設置業務
- (キ) 調理備品調達・搬入設置業務
- (ク) 事務備品・食器・食缶等調達・搬入設置業務
- (ケ) 外構整備・植栽整備業務
- (コ) 配送車両調達業務
- (サ) 既存学校給食共同調理場の解体・撤去業務
- (シ) 完成検査及び引渡し業務
- (ス) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 開業準備計画書の作成
- (イ) 各種設備・備品等の試運転
- (ウ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従事者等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 試食会の開催支援
- (コ) 事業説明資料の作成
- (サ) DVD 紹介資料の作成
- (シ) 開所式の支援
- (ス) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 調理設備維持管理業務
- (エ) 什器備品・食器・食缶等維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く）
- (オ) 植栽・外構維持管理業務

- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) その他付帯施設に関わる維持管理業務
- (ケ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 日常の検収支援業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 洗浄等業務
- (エ) 配送及び回収業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 衛生管理業務
- (ク) 配送車両維持管理業務
- (ケ) 献立作成・食材調達支援業務
- (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 食材調達・検収業務
- (ウ) 食数調整業務
- (エ) 教室内配膳等業務
- (オ) 給食費の徴収管理業務
- (カ) 配送校の調整
- (キ) 市職員用事務室に関する引越業務
- (ク) 直接搬入品（パン、牛乳、デザート等）の調達・各配送校への運搬業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- (ケ) 直接搬入品の容器等（パン箱、牛乳ケース等）回収業務（市が別途発注した搬入事業者が実施）
- (コ) 市職員用事務室内事務備品の保守管理・更新業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設整備及び開業準備への対価のうち、一定の額について、「学校施設環境改善交付金」及び「学校教育施設等整備事業債」等を活用して、事業者へ一括払いを行う予定である（サービス対価 A1）。対価は、事業契約締結の日から 12 月を経過した後に 1 回改定する。
- イ 市は、事業者が実施する施設整備及び開業準備への対価のうち、前記アの一括払いを行う額を控除した額について、維持管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者へ割賦により年 4 回支払う（サービス対価 A2）。対価は、事業契約締結の日から 12 月を経過した後に 1 回改定する。
- ウ 市は、事業者が実施する維持管理及び運営の対価を、委託料として維持管理・運営期間にわたって事業契約において定める額を事業者へ年 4 回支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に 1 回改定する。（サービス対価 B）

6 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

7 事業のスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次に示すとおりである。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| (1) 落札者の決定 | 平成 28 年 12 月 |
| ※落札者は、平成 29 年 1 月下旬までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として市内に設立する。 | |
| (2) 仮契約 | 平成 29 年 2 月 |
| (3) 契約議案の議会への提案 | 平成 29 年 3 月 |
| (4) 事業契約の締結 | 平成 29 年 3 月 |
| (5) 施設整備期間 | 事業契約締結日～平成 31 年 1 月末 |
| (6) 開業準備期間 | 平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月末（2 箇月間） |
| (7) 維持管理・運営期間 | 平成 31 年 4 月～平成 46 年 7 月末（15 年 4 箇月間） |

8 事業終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本件施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定の主なスケジュールは、次のとおりとする。

日程	内容
平成 28 年 7 月 13 日（水）	特定事業の選定・公表
平成 28 年 7 月 13 日（水）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 28 年 7 月 19 日（火）	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 28 年 7 月 19 日（火） ～平成 28 年 7 月 26 日（火）	入札説明書等に関する質問の受付
平成 28 年 8 月 23 日（火）	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 28 年 9 月 6 日（火）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成 28 年 9 月 16 日（金）	参加資格審査結果の通知
平成 28 年 9 月 23 日（金）	参加資格がないと認めた理由の説明要求
平成 28 年 10 月 7 日（金）	参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答
平成 28 年 11 月 9 日（水）	入札書類及び提案書類の受付
平成 28 年 12 月下旬	落札者決定及び公表
平成 29 年 1 月下旬	基本協定締結
平成 29 年 2 月中旬	仮契約締結
平成 29 年 3 月下旬	事業契約締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本施設の設計・工事監理を実施する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設に調理設備を搬入・設置する企業（以下「調理設備企業」という。）、本施設の運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）及び本施設の維持管理を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、調理設備企業、運営企業及び維持管理企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。なお、設計企業は、同一の企業が設計業務と工事監理業務を実施しなければならない。
- イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ウ 入札参加者の構成員は以下の定義により分類される。
 - （ア） 代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - （イ） 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - （ウ） 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- エ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。ただし、市と落札した入札参加者との間で、事業契約が締結された後、選定されなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 落札した入札参加者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- カ 入札参加者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に、市に通知することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件のいずれにも該当しなければならない。

- ア 平成 28・29 年度の競争入札参加者適格者名簿に登載されていること。
- イ 千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県に本店（社）、営業所、事業所を有する者。
- ウ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社は（ア）から（オ）の要件を満たしていること。
- （ア） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （イ） 市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 2,500 ㎡以上の公共施設（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限る。）の実施設計を完了した実績を有していること。
- （ウ） ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設（健康増進法に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限る）の実施設計を完了した実績を有していること。
- （エ） 市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 2,500 ㎡以上の公共施設（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限る。）の工事監理を完了した実績を有していること。
- （オ） ドライシシステムの学校給食施設又はドライシシステムの特定給食施設（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限る）の工事監理を完了した実績を有していること。
- エ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも 1 社は（ア）から（ウ）の要件を満たしていること。
- （ア） 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- （イ） 建築一式工事において、直近の千葉県における県内・県外建設工事等入札参加業者資格者名簿における格付け基準が 1,200 点以上であること。
- （ウ） 市または国、県若しくは他の地方公共団体が発注した延床面積 2,500 ㎡以上の公共施設の建築工事（平成 18 年 4 月以降に竣工したものに限る）につ

いて、施工した実績を有していること。なお、JV で施行した場合は、JV への出資比率が 30%以上であること。

オ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。

平成 18 年 4 月以降で、参加資格審査基準日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定制給食施設において、調理設備を納入した実績を有していること。

カ 運営企業は、次の要件を満たしていること。

平成 18 年 4 月以降で、参加資格審査基準日までに、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定制給食施設において、調理業務を行った実績を有していること。

キ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

(ア) 事業を実施するために必要な許認可等を有していること。

(イ) 事業を実施するために必要な有資格者等を配置することが可能なこと。

(3) 構成員の制限

参加資格審査基準日において次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けているもの

ウ 白井市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を、参加資格審査基準日から開札の日までの間に受けたもの

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は入札書類及び提案書類の提出日 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

キ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

ク 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
- ・東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2

- ケ 本事業の審査を行う委員会の委員（第 3 5（1）に記載）又は、委員が属する組織、企業若しくはその組織、企業と資本面若しくは人事面で関係のある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(4) 参加資格の審査

参加資格審査基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格審査基準日から落札者決定までの期間に、入札参加者の構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は次の措置を講ずる。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議の上、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

(5) 構成員の変更

参加資格審査基準日のあと、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業及び協力企業の変更については、当該変更により事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

4 入札手続き等

(1) 入札説明書等に関する事項

入札公告は平成 28 年 7 月 13 日（水）とし、市のホームページ等において公表する。入札説明書等についても市のホームページにおいて公表する。

ア 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。見学会の両方または片方の参加でも構わない。

なお、説明会及び現地見学会は、本事業の入札に参加を予定している事業者を対象とする。

(ア) 入札説明書等に関する説明会

- ・ 日 時：平成 28 年 7 月 19 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分
- ・ 場 所：白井市文化センター内文化会館 2 階 中ホール
〒270-1492 白井市復 1148-8（市役所南側）
- ・ 申込方法：様式集「様式 1 入札説明会参加申込書」に記入の上、電子メールで事前の申込み（7 月 15 日午後 3 時まで）を行うこと。
- ・ 申込先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課
学校給食センター建設準備室
電 話：047-492-1111（内線 3416、3417） FAX：047-492-6377
E-mail：kyusyokujuunbi@city.shiroi.chiba.jp

※参加状況によっては、1 社当たりの人数を制限することがある。

※説明会での入札説明書等の配布は行わないことから、説明会参加者が各自持参すること。

(イ) 現地見学会

事業用地、配送校（小中各 1 校）、既存共同調理場、他配送校の見学会を行う。参加にあたっては、事前の申込みを行うこと。なお、見学対象全ての参加、どれか一つの参加でも構わない。

- ・ 申込方法：様式集「様式 2 現地見学会参加申込書」に記入の上、電子メールで事前の申込み（7 月 15 日午後 3 時まで）を行うこと。
- ・ 申込先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課
学校給食センター建設準備室
電 話：047-492-1111（内線 3416、3417） FAX：047-492-6377
E-mail：kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp
- ・ 実施日：平成 28 年 7 月 19 日（火）

・ 時間・場所

見学対象	集合時間	場所
事業用地	午前 11 時 30 分	事業用地（白井市復 1323 番 15）に集合すること。
配送校（小学校）	午後 1 時 30 分	大山口小学校駐車場（白井市大山口 2-2-1）に集合すること。
配送校（中学校）	午後 2 時 30 分	大山口中学校駐車場（白井市大山口 2-1-1）に集合すること。
既存共同調理場	午後 3 時 30 分	既存共同調理場（白井市根 1076 番地）に集合すること。
他配送校	上記申込先に連絡したうえで、担当者と別途日時・場所を調整すること。	

※事業用地見学には駐車場がないため、文化センター駐車場に駐車し、徒歩にて現地集合とする。（徒歩約 5 分）

※事業用地以外の見学については、参加状況によっては、1 社当たりの人数及び駐車台数を制限することがある。

※既存共同調理場の見学では、調理場の内部についても見学の対象とする。調理場内部を見学する場合は、事前申込みの際に検便結果を添付する必要がある。また、既存共同調理場の見学では、各自、清潔な白衣と靴を持参すること。

イ 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を次のとおり受付ける。

なお、質問は本事業の入札に参加を予定している事業者に限る。

受付期間：平成 28 年 7 月 19 日(火)午前 9 時から 7 月 26 日（火）午後 5 時まで

受付方法：様式集「様式 3 入札説明書等に関する質問書」に記入の上、白井市教育委員会教育部教育総務課学校給食センター建設準備室まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。なお、電話・訪問等による口頭での質問、意見の受け付けは一切行わない。

E-mail：kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp

ウ 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答を、平成 28 年 8 月 23 日（火）までに市ホームページにおいて公表する。

(2) 入札参加資格の審査

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

提出期間：公告の日の翌日から平成 28 年 9 月 6 日（火）

作成方法：参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

提出方法：参加表明書及び参加資格審査申請書類は、事前連絡の上、提出場所へ持参すること。郵便、電子メール等による提出は受け付けない。

提出場所：白井市教育委員会教育部教育総務課 学校給食センター建設準備室

住 所：千葉県白井市復 1123 番地

電 話：047-492-1111（内線 3416・3417）

イ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、平成 28 年 9 月 16 日（金）までに入札参加者に通知する。

ウ 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、入札参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めること

ができる。

提出日時：参加資格審査結果通知日の翌日から平成 28 年 9 月 23 日（金）

提出方法：様式集「様式 18 入札参加資格がないとされた理由の説明要求書」を、
提出場所へ持参すること。郵便、電子メール等による提出は受けな
い。

提出場所：白井市教育委員会教育部教育総務課 学校給食センター建設準備室

住 所：千葉県白井市復 1123 番地

エ 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答

入札参加資格がないと認めた理由の説明要求に係る回答を、平成 28 年 10 月 7 日（金）までに説明要求した者に対して通知する。

オ 入札参加を辞退する場合

参加表明書提出以後、入札参加者が本事業への入札参加を辞退する場合は、
様式集「様式 20 入札辞退届」を開札日までに白井市教育委員会教育部教育総
務課学校給食センター建設準備室まで持参し提出すること。

カ 参加資格審査基準日

参加資格審査基準日は、参加表明書の提出日とする。

キ 参加資格審査基準日以降の取扱い

- （ア） 入札参加資格を有するとの審査を受けた入札参加者に属する構成員が、開
札日までに、入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合
（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することは
できない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場
合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は様式
集「様式 19 入札参加グループの構成員変更届」を提出したうえで、市と
協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について
市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とする。

- （イ） 開札日以降であっても落札者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該
当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場
合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は、市
が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容
の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を様式集「様式 19 入札参加グループの構成員変更届」に記載し、提出したうえで、市が承認した場合に限り落札者決定のための審査の対象とする。

(3) 入札に関する事項

ア 入札書類及び提案書類の受付

入札参加資格の審査を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札書類及び提案書類を次のとおり提出すること。

提出日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）から同年 11 月 9 日（水）までの

午前 10 時から午後 5 時まで

提出方法：入札書類及び提案書類は、事前に連絡の上、原則として提出場所へ持参すること。

提出場所：白井市教育委員会教育部教育総務課 学校給食センター建設準備室

住 所：千葉県白井市復 1123 番地

電 話：047-492-1111（内 3416・3417）

イ 入札にあたっての留意事項

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 費用負担等

提案資料及び入札書の作成並びに提出等入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類及び提案書類の提出方法

入札書類及び提案書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書類及び提案書類の提出にあたっては、参加資格審査結果の通知書の写しを持参すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参するものとする。

(オ) 入札の棄権

入札参加資格の審査を受けた入札参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和

22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a 予定価格

6,376,796 千円 (税抜き)

予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を除いた額である。

b 入札金額の記載

入札金額は、様式集「様式 22 入札書」に記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、平成 28 年 10 月 5 日 (水) の基準金利を用いて割賦料を提案するものとするが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

基準金利は東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T. S. R) としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物 (円/円) 金利スワップレートとする。

なお、上記で指定する基準金利がマイナスのときはこの限りでない。

(ク) 一時支払金

市は、事業者が実施する本件施設の建設への対価として、下式より算定される建設一時金をサービス対価 A1 として、事業者を支払うことを予定している。

$$\text{建設一時金} = (\text{事業者が提案する工事費} - \text{補助対象経費①}) \times 75\% \\ + \text{補助対象経費②}$$

※1：平成 27 年度の補助単価により、提案に際しての補助対象経費は次の通りとすること。

補助対象経費①：619,735 千円 (税抜き)

補助対象経費②：516,378 千円 (税抜き)

なお、実際に事業者を支払う建設一時支払金は、補助単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。これにより金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。

また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価 A2 で変更額を

調整するとともに、変更後のサービス対価 A2 に合わせて割賦手数料を調整する。

※2：工事費とは、様式集「様式 27-5① 初期調達費見積書」の費目 1～9（建築費、設備費、調理設備費等）、13（自家発電機）、15（外構）の合計値とする。

(ケ) 入札執行回数

1 回とする。

(コ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、入札に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときには、市は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書類については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

e 入札書及び提案資料の変更禁止

入札書及び提案資料の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(サ) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(シ) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

免除する。

b 契約保証金

サービス対価 A1、サービス対価 A2 の元本額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付するものとする。

ただし、契約保証金の納付は、白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 139 条第 2 項に規定する担保の提供をもって代えることができる。

また、契約保証金の納付は、白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 139 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

上記の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする場合に関し、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合には、事業者は建設企業をして履行保証保険契約を締結させ、その保険金請求権に本契約に定める違約金支払債権その他のこの契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債権を被担保債権とする第 1 順位の質権を市のために設定したうえで、市に対して当該請求権に係る証明及び当該質権設定に係る第三債務者の承諾を証する確定日付のある書面を提出するものとする。

事業者は、設計・建設期間満了後において、市に対し、契約保証金の返還を請求することができる。

(4) 開札

ア 日時・場所

開札の日時・場所等については、入札書類及び提案書類の受付け以降に、別途、入札参加者に通知する。

イ 留意事項

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

ウ 入札の無効

白井市財務規則（平成 5 年 3 月 1 日規則第 3 号）第 125 条に加え、次のいずれかに該当する入札書及び入札は無効とする。

- (ア) 参加表明書提出時から入札日までに、不渡手形又は不渡小切手を出した構成員を含む入札参加者が行った入札
- (イ) 参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- (ウ) 記名押印のない入札書による入札又は入札事項を明示しない入札
- (エ) 一入札参加者が複数の提案を行った入札
- (オ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された入札
- (カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合の入札
- (キ) 著しく信義に反する行為があった入札参加者が行った入札

5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「参加資格審査」「提案内容審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

(1) 委員会

審査は、学識経験者等で構成する白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、落札者決定基準に基づき行う。

なお、委員会の構成は、次のとおりである。

[白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会]

委員	安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
委員	中山 茂樹	千葉大学大学院 工学研究科 教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
委員	阪野 雄	P T A 代表
委員	高橋 紀子	小学校長
委員	倉敷 まりえ	市民公募
委員	米山 一幸	白井市教育長

(2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、入札参加者にヒアリングを行う。

ヒアリングの日時や場所、実施方法等については、入札書類及び提案書類の受付け以降に、別途、入札参加者に通知する。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、委員会における審査結果を取りまとめて、各入札参加者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結する。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結に当たり、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結できない場合は、違約金として事業契約の契約金額となるべき金額のうちサービス対価 A に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することがある。

(2) SPC の設立

落札した入札参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPC を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社の形態で設立するものとする。市は、落札した入札参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札した入札参加者の構成員が設立した SPC と事業契約を締結する。

なお、構成企業の議決権は全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、

参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、事業契約の契約金額となるべき金額のうちサービス対価 A に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することがある。

SPC は、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書作成費用

SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

ア 本事業を行うために必要な土地は行政財産となる予定であり、市はこれを事業者は無償で使用させる。

イ 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

イ 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の支援

市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、平成 29 年第 1 回定例会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

- ・ 問合せ先：白井市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター建設準備室
- ・ 場 所：〒270-1492 千葉県白井市復 1123 番地
- 電 話：047-492-1111（内線 3416、3417） FAX：047-492-6377
- E-mail： kyusyokujyunbi@city.shiroi.chiba.jp
- 白井市ホームページアドレス <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>